

先生のための 運動会 音楽著作権ガイド

「ここまでは大丈夫」が、ひと目でわかる



運動会のためなら、できます

- 曲を短くする
- 必要な部分を繰り返す
- 前後をカットする
- フェードイン／アウトする
- 正規CDから本番用データを作る



2026年8月19日確認版 | JASRAC・文化庁・e-Govの公式情報を掲載

先生、ここまでは大丈夫です

通常の小中高校の運動会・学校行事として使う場合

運動会用の短縮・反復編集はできます



JASRAC公式案内では、運動会は「授業」の一環であり、そのためだけにCDをコピー・編集する場合は手続き不要と整理されています。



短くする

競技時間に合わせて前後を切る



繰り返す

必要な部分を競技中だけ繰り返す



つなぐ

競技順に複数の曲を並べて一本化



フェード

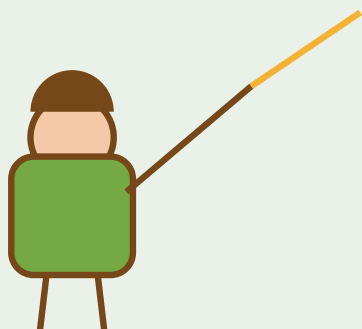
始まり・終わりをなめらかに調整

大丈夫と言える5つの条件

- 学校の授業・特別活動として行う運動会
- その運動会で使うための編集
- 教育上必要な範囲にとどめる
- 正規に入手したCD・音源を使う
- 外部配布・Web公開をしない

先生と放送係の安全な準備

「元の音源」と「運動会用データ」を分けると安心です



運動会用コピー

原本CD／正規音源

↓ コピーして作成

競技用の短縮・反復ファイル



やってよい準備

- ・ 正規CDをPCへ取り込む
- ・ 競技ごとに短くする
- ・ 必要部分を繰り返す
- ・ 競技順につなぐ
- ・ 曲名と用途を記録する

データを守る

- ・ 原本を上書きしない
- ・ 編集前の音源を残す
- ・ 運動会専用フォルダへ保存
- ・ 翌年の用途は改めて確認
- ・ 担当者だけが削除する

配信サービスは別の確認も必要

Spotify、Apple Musicなどの個人向けサービスは、著作権法上可能な利用でも、利用規約で学校行事・業務利用が制限される場合があります。学校所有のCDや、学校利用可能な正規音源が安心です。

安心してできる編集

運動会の進行に必要な範囲で行います

1

前後をカット

入場が終わる位置で停止できるよう、不要な前奏・後奏を除く。

2

必要部分を反復

競技時間に合わせ、同じ部分を必要な回数だけ繰り返す。

3

曲を短縮

競技時間に収まるよう、曲全体を短くまとめる。

4

フェード処理

急に音が切れないよう、音量を少しずつ上げ下げする。

5

競技順につなぐ

複数曲をプログラム順に並べ、放送事故を防ぐ。

6

練習用の速度調整

児童生徒の練習に必要な範囲で、一時的に速度を調整する。

ポイント：編集ファイル名に「運動会用」「競技名」「年度」を入れると、目的外利用を防げます。

なぜ、学校では編集できるの？

著作権法35条 + 47条の6

非営利の学校で、教師・児童生徒が授業の過程で使うため、必要な限度で公表された著作物を複製できます。35条1項が適用される場合、翻訳・編曲・変形・翻案による利用も可能です。

文化庁の2026年資料も「第35条1項の場合、翻訳、編曲、変形又は翻案可」と明記しています。

35条の条件

- ・ 非営利の教育機関
- ・ 教師や児童生徒が主体
- ・ 授業の過程
- ・ 必要な限度
- ・ 公表済みの著作物
- ・ 権利者の利益を不当に害さない

運動会との関係

小中高校の運動会は、学習指導要領上の「特別活動・学校行事」であり、授業の過程に含まれます。大学の自主的な体育祭などは同じ扱いにならない場合があります。

当日にCDを流す根拠

非営利・入場無料・演奏者無報酬の3条件を満たす通常の学校運動会では、著作権法38条1項により、会場で市販CDを流すための著作権手続きも通常は不要です。

ここから先は、別の確認が必要です

「運動会で使える」＝「外へ出してよい」ではありません

校内本番のための編集と、録画配布・Web公開・販売は別の利用です。外へ出す前に立ち止まります。



保護者へ音源配布

編集音源そのものをUSB・メール等で渡す



学校Web・SNS

運動会動画を一般公開する



DVD販売・配布

音楽入り録画を学校が複製して配る



創作的な編曲

歌詞・旋律・構成を別作品のように変更

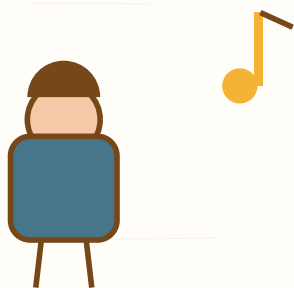


他校・地域行事

運動会専用データを別主催者へ渡す

迷ったら「校内で使うだけか」「音源や動画を外へ出すか」の2問で確認します。外へ出すなら権利処理を確認。

運動会動画は、音楽と別に考えます



家庭で保護者が撮影

自分の家庭内で楽しむ目的なら、通常は私的使用の範囲です。SNS 転載禁止、他の児童生徒の肖像・個人情報への配慮は学校から案内します。

学校が保護者へ配布

原則として権利処理を確認します。市販CDの音が入る場合、楽曲の著作権だけでなく、レコード会社・実演家の著作隣接権も関係します。

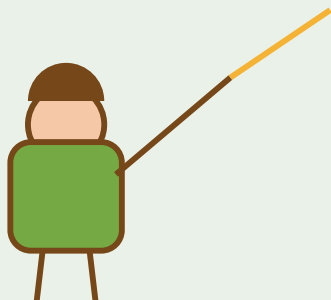
Web・SNSで公開

公衆送信に当たります。YouTube等がJASRACと契約していても、市販CD音源の権利まで自動的に解決するとは限りません。

限定ライブ配信も確認

特別活動の映像を、授業を受ける児童生徒や協力者等に限定して配信できる場合があります。ただし、学校の授業目的公衆送信補償金制度への登録状況、配信対象、保存・転送禁止の案内などを確認します。

安心して使うための登録ルール



ファイル名の例

2026運動会_低学年表現_短縮版.mp3

2026運動会_リレー_反復版.wav

登録時に残す情報

- ・曲名／アーティスト
- ・元CDまたは購入元
- ・競技名／使用場面
- ・編集内容
- ・作成日／担当者

本番後の扱い

- ・公開用動画とは分ける
- ・他校へ渡さない
- ・目的外利用をしない
- ・不要になったコピーは担当者が整理
- ・原本は残す

アプリ内の表示文例

「この音源は学校の運動会で使用するために、必要な範囲で短縮・反復編集したものです。外部配布・Web公開には使用しないでください。」

30秒で確認：この編集は大丈夫？

1

小中高校等の授業・学校行事ですか？

いいえ → 許諾を確認

2

その運動会で使うためですか？

別用途 → 目的を再確認

3

短縮・反復・前後カット等ですか？

はい → 次へ

4

正規に入手した音源ですか？

不明 → 入手元を確認

5

外部配布・Web公開をしませんか？

はい → 校内利用OK

6

歌詞・旋律を大きく変えませんか？

変える → 権利者へ確認

全部「はい」なら、運動会のための短縮・反復編集として、通常は著作権手続きなしで使えます。

JASRAC公式ページが示していること

音楽著作権管理団体による、学校向けの公式案内

JASRAC | 管理団体の公式情報

学校で音楽を使うときには「運動会」

「CDをコピー・編集する」の項目を掲載。
運動会は授業の一環で、そのためだけのコピーは手続き不要。
当日の市販CD再生も3条件で手続き不要。

<https://www.jasrac.or.jp/park/inschool/athletic.html>



先生向けの読み方

この公式案内に基づき、運動会のために曲を短くする、必要部分を繰り返す、前後をカットする等は、学校教育に必要な範囲のコピー・編集として整理できます。

ただし、学校が録画して保護者へ配る場合や、学校Webへ公開する場合は「手続き必要」と明記されています。

JASRACとは

一般社団法人日本音楽著作権協会。行政機関ではありませんが、作詞家・作曲家・音楽出版社などから委託を受けて音楽著作権を管理する団体です。このページはJASRAC自身が学校向けに公表している公式案内です。

文化庁とe-Govで確認できる根拠

文化庁 | 行政の公式情報

授業目的公衆送信補償金制度の活用と留意点（令和8年度）

35条1項の場合、翻訳・編曲・変形・翻案が可能と明記。2026年8月6日資料。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/seminar/2026/pdf/94415101_01.pdf



文化庁 | 行政の公式情報

学校教育における著作物利用のルール

35条の要件、学校行事、38条による非営利演奏等を先生向けに解説。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93869701_01.pdf

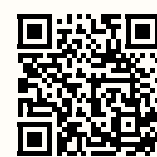


e-Gov法令検索 | 行政の公式情報

著作権法（現行法令）

35条、38条、47条の6など、現在の条文を確認できる政府の法令検索。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>



QRコードを読み取ると、各公式資料を直接確認できます。校内研修や管理職への説明では、このページを根拠資料として提示できます。

印刷して使える確認チェック

☐ 学校教育法上の学校等が行う運動会・特別活動である

☐ 教師・児童生徒が主体となる教育活動である

☐ その運動会だけで使用する目的である

☐ 短縮・反復・前後カット・フェード等、必要な編集である

☐ 学校所有のCDなど、正規に入手した音源である

☐ 編集前の原本・元ファイルを残している

☐ 編集音源を保護者・他校へ配布しない

☐ 学校Web・SNS・動画サイトへそのまま公開しない

☐ 録画配布・外部業者利用は別途権利処理を確認する

☐ 判断記録に曲名・用途・編集内容・担当者を残す

10項目にチェックが付けば、先生と放送係が「ここまでは大丈夫」と共通理解を持って運用できます。

出典一覧と、この資料の位置づけ

JASRAC「運動会」

<https://www.jasrac.or.jp/park/inschool/athletic.html>

文化庁 令和8年度教職員・ICT支援員向け資料

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/seminar/2026/pdf/94415101_01.pdf

文化庁「学校教育における著作物利用のルール」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93869701_01.pdf

e-Gov法令検索「著作権法」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>

SARTRAS「改正著作権法35条運用指針」

<https://sartras.or.jp/unyoshishinfortranslation/>

更新日・確認日

法令・文化庁資料・JASRAC公式ページを2026年8月19日に確認。文化庁の令和8年度資料は2026年8月6日付です。公式ページに更新日の表示がないものは、確認日を記載しています。

この資料は学校向けの一般的な実務ガイドで、個別案件の法律相談や許諾証明ではありません。大幅な編曲、録画配布、一般公開、販売、外部業者利用は、学校・教育委員会の担当者や各権利者へ確認してください。